

テロ資金対策の推進について

平成24年6月11日
国際組織犯罪等・国際
テロ対策推進本部決定

1. テロ資金対策は、テロリストの活動を根源から封じるとの観点から、国際テロの未然防止・根絶のための最も重要な対策の一つとして、国際社会においても位置付けられている。国際連合安全保障理事会においては、タリバン関係者やテロリスト等に対する資産凍結等の措置を講ずることを求める諸決議（第1267号及びその後継の決議並びに第1373号）が採択されており、各国では、これらの決議に基づき指定されたタリバン及びアル・カーイダ関係者その他のテロリスト等の個人・団体（以下「指定対象者」という。）に対し、資産凍結措置を実施している。
2. 我が国においても、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づき、国外の指定対象者と国内の居住者間の支払（送金）及び資本取引（預金契約、信託契約及び貸付契約）を許可制とすることで資産凍結措置を講じている。他方で、国内の居住者間の取引については、同様の規制が存在しておらず、国際的なテロ資金対策に係る取組であるFATF（金融活動作業部会）からも、その改善を要望されているところである。また、こうした情勢に加え、ヒト・モノ・カネの動きがよりボーダレス化している今日、国内において指定対象者が関与する取引に企業が利用されるおそれも否定できない。
3. 我が国の企業がテロリストとの関係を遮断することは、国際テロの未然防止・根絶のための重要な課題であり、企業にとっても、社会的責任の観点から極めて重要である。関係省庁においては、今後、関係業界・企業において、業態の特性を踏まえつつ、契約書や取引約款に指定対象者との取引拒否等を定めた事項が盛り込まれるなど、テロ資金対策の実効が上がるよう、その普及啓発に努めるとともに、指定対象者による取引を認知した場合は速やかな情報共有を行うことで、我が国におけるテロ資金対策の一層の推進が図られるよう努めるものとする。